

一般競争入札公告

神契公告第 77 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 77 号		担当課・TEL	水道課	0299-90-1165	
契約名	2別所配水場自家発電設備更新工事					
事業場所	神栖市波崎別所地内					
案件概要	自家発電設備更新工事 N=1式					
履行期間等	契約締結日の翌日から起算して		240	日間	(ただし、末日が開庁(閉館)日となる場合は、翌開庁(開館)日を末日とする。)	
事業種別	工事					
入札参加 資格要件	登録区分	建設工事	登録業種	電気		
	営業所の 許 可 等	電気工事業(特定建設業)				
	総合点	800 点以上				
	営業所の 所 在 地	茨城県内に本店または支店等				
	技術者要件	1級電気工事施工管理技士以上の資格を有し(国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定したものを含む)かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するもの			専任性	有
	履行実績					
	その他要件					
設計図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課(事前連絡を要する)				
	アドレス	神栖市ホームページ <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1006245/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1006245/index.html</a> 入札情報サービス <a href="http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/">http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/</a>				
入札方法	電子・紙種別	電子入札				
入札参加受付 (電子入札)	期間	令和2年4月27日	9:00	～	令和2年5月20日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。	
質疑・回答	受付期限	令和2年5月15日	17:00	回答日	令和2年5月19日	
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>		回答方法	市ホームページに掲載する <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1006245/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1006245/index.html</a>	
	設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。					
入札書 受付期間等	電子入札	令和2年5月21日	9:00	～	令和2年5月27日 17:00	
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り令和2年5月27日17:00までに神栖郵便局必着				
入札時注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。				
	内訳書	提出を要する				
	その他	入札書記載金額と内訳書の合計額は一致すること。郵便入札の場合、入札書及び内訳書は、指定封筒に同封して郵送してください。				
入札(開札)日時	日時	令和2年5月29日	10:30			
	場所	神栖市役所 4階 第二委員会室				
予定価格	60,020,000		円(税抜)	低入札調査基準 最低制限価格	最低制限価格設定	
入札保証金	免除	契約保証金	要 (契約金額の10分の1以上)			
前払金	有	(契約金額の4割以内)		部分払	無	
建設リサイクル法	対象	議決の要否	否	長期継続契約	対象外	
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a>					
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日(市役所の閉庁日を除く執務時間中)以内に提出すること。					